

○ 委員長報告

9月定例会本会議で報告された愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例一部改正条例審査特別委員長報告は、以下のとおりです。

令和8年9月定例会

愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例一部改正条例審査特別委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、議発第3号議案については原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、改正条例の特徴についてであります。

このことについて一部の委員から、改正条例の特徴や独自の内容として打ち出した点は何かとただしたのであります。

これに対し提案者から、今回の改正の最大の特徴は、関係団体からの要望の最重要項目でもある「健康寿命の延伸に寄与すること」を目的に追加した点である。改正案では、ライフステージに応じた取組を一層推進するため、基本理念に、ライフステージの各段階を明記するとともに、事業者や県民の役割規定の見直しや保護者の役割を新設するほか、基本的施策に、必要な施策を具体的に追加した。

また、本県独自の内容は、事業者の役割に「従業員の歯と口腔の健康づくりがその事業の基盤となることを認識し」と記載した点であり、事業者が従業員の歯と口腔の健康に配慮することで、従業員の健康維持に加え、事業面でも、生産性の向上などの成果が期待できる旨の答弁がありました。

第2点は、関係団体及び県民からの意見についてであります。

このことについて一部の委員から、関係団体やパブリックコメントの意見に、どう対応したのかとただしたのであります。

これに対し提案者から、県歯科医師会より、健康寿命の延伸の明記に加え、国民皆歯科検診の実現に向けた事業者の役割の充実や、子どもの歯と口腔の健康づくりに大きく関与する保護者の役割の明記のほか、基本的施策の現代的な課題への対応等に関する意見があり、概ね条例案に盛り込んだ。

また、パブリックコメントには1名から意見があり、条例改正に賛同する趣旨であったため、条例案の修正は行っていないが、その内容は、「県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりのさらなる推進につながるよう、前向きに改正を進めてほしい」「歯科医療・歯科保健の現場の意見も十分に反映した実効性のあ

る取組を期待する」などであり、条例改正を後押しする思いが寄せられた旨の答弁がありました。

第3点は、保護者の役割についてであります。

このことについて一部の委員から、保護者の役割の規定を新設した意図と、それにより期待することは何かとただしたのであります。

これに対し提案者から、乳幼児期から少年期は、本人の取組だけで歯と口腔の健康づくりを十分に行うことが難しく、日常の歯磨きや食習慣の確立、定期的な歯科検診の受診など、保護者の関わりが重要であることから、新たに保護者の役割の規定を追加した。

本条文は、保護者に一定の行為を強制するものではなく、現在も各家庭で保護者が行っている子どもの歯と口腔の健康づくりに必要な取組がしっかりと継続されるよう、いわゆる「努力義務」として定めるものであり、子どもの歯科疾患の予防、早期発見、早期治療並びに健全な食習慣の確立などの取組が進むことを期待している旨の答弁がありました。

このほか、

- ・ 歯と口腔の健康と全身の健康状態等との関係
- ・ 災害発生時の対応等
- ・ ライフステージの具体的な規定
- ・ 条例制定後の取組

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。